

## 2021年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 後期日程入学試験問題 [小論文]

以下の【資料1】から【資料5】は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法750条が憲法に違反しないと説示した最高裁判決についての社説です。これらの資料を読んで、問(1)から問(3)に答えなさい。なお、設問で問われていることは、文章の読解力と思考力及び表現力であり、法律知識ではありません。

問(1) (配点: 35点)

選択的夫婦別姓制度を導入すべきか否かについて、導入を支持する理由を【資料1】から【資料5】に基づいて350字程度でまとめなさい。

問(2) (配点: 35点)

選択的夫婦別姓制度を導入すべきか否かについて、導入を支持しない理由を【資料1】から【資料5】に基づいて350字程度でまとめなさい。

問(3) (配点: 30点)

問(1)でまとめた理由と問(2)でまとめた理由を踏まえると、選択的夫婦別姓制度を導入すべきか否かについて社会で結論を得るために最も重要なことは何であると考えられるか。そのように考える理由とともに、400字程度で述べなさい。

出典: (資料1) 朝日新聞2015年12月17日朝刊「(社説)『夫婦同姓』の最高裁判決 時代に合った民法を」、(資料2) 産経新聞2015年12月17日朝刊「(主張) 夫婦同姓『合憲』 家族の意義と『絆』守った」、(資料3) 日本経済新聞2015年12月17日朝刊「(社説)『夫婦別姓』の議論に終止符を打つな」、(資料4) 毎日新聞2015年12月17日朝刊「(社説) 夫婦同姓は合憲 国会は見直しの議論を」、(資料5) 読売新聞2015年12月17日朝刊「(社説) 夫婦同姓合憲 司法判断と制度の是非は別」。出題との関係で、必要な省略、変更を施している。